

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

三重国民年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月及び同年3月

昭和41年2月の誕生日前後に市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、担当窓口で国民年金手帳を受領し、申立期間の国民年金保険料をその場で納付したと記憶している。申立期間の領収書を持っており、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入しているが、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人は申立期間以降において数回転居しているが、その都度適切に住所変更手続を実施していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和41年の自分の誕生日前後に市役所に出向いて国民年金の任意加入手続をしたとしているところ、申立人の資格取得日は申立人の誕生日と1日違いであることが確認できることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の領収証書を所持しており、当該領収証書には一部漏れがみられるものの、記載状況等から申立期間当時に作成されたものと認められるため、納付がなされたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 44 年 5 月まで

昭和 53 年 10 月ごろ、町役場の職員から電話があり、国民年金保険料の未納期間があることを知らされた。未納分については、一回 7 万円ぐらいを数回に分けて役場の窓口で全額納付したので、申立期間が未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 12 月は、第 3 回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、役場の職員から電話による納付勧奨を受けたため、数回に分けて役場で納付したとしているところ、市（申立期間当時は町）に照会した結果、町では、国民年金の未加入者や保険料の未納者に対して、昭和 53 年から 54 年ごろにかけて個別訪問や電話等により加入勧奨や特例納付の勧奨を行っており、特例納付による保険料についても役場で預かっていたとしており、申立内容と符合している。

加えて、申立人が数回に分けて納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月1日から同年12月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成5年9月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月21日から同年12月1日まで

私は、A社に平成5年8月から勤め出したが、厚生年金保険の加入記録では同年12月からとなっていた。当時の給与明細書を持っているので確認したところ、毎月厚生年金保険料が控除されている。厚生年金保険の加入が同年12月からというのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の給与支払明細書から判断すると、申立人は申立期間のうち平成5年9月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成5年9月から同年11月までの標準報酬月額については、A社の給与明細書及び同年12月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成5年8月21日から同月31日までの期間については、9月分の給与明細書の労働日数開始日欄に8月21日と記載されていることから、申立人がA社に同日から勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持しているA社の平成5年9月分（平成5年8月21日から同年9月20日までの期間）の給与支払明細書には、1か月分の厚生年金保険料が控除されている。

しかし、同社における厚生年金保険料の控除は当月控除と考えられるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、平成5年9月1日であることから、当該給与支払明細書から控除されている厚生年金保険料は5年9月分のもと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち平成5年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和27年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和24年3月にA社C工場に入社し、同社D営業所の開設に伴い27年3月に転勤した。同社に入社して以来、転勤はしたものの継続して勤務してきた。同社C工場の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が27年2月21日となっているのはおかしい。会社が事務手続を誤ったのではないかと考えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録、B社企業年金基金への照会結果及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和27年3月1日にA社C工場から同社D営業所に異動）、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は「確認できる関連資料等はないが、事務上の手続に過誤があったと思う。」と回答していることから、事業主が昭和27年2月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 41 年 12 月まで

国民年金の加入手続は、私が A 市に居住し、学生であった昭和 36 年ごろに父親が行った。申立期間当時、国民年金保険料 100 円を隣組の人が取りに来ており、妻が私の分と併せて二人分の保険料を払っていた。国民年金手帳に印紙を貼^はり付けていたが、その手帳は引っ越しの時に紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、申立人の妻に聴取しても、保険料の納付等についての具体的な記憶は無い。

また、申立人は、国民年金への加入手続は昭和 36 年ごろに申立人の父親が行ったとしているが、当該時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市において 42 年 1 月に夫婦連番で払い出されているが、申立人には、この記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が 40 年 12 月に A 市において払い出されているものの、申立期間について、当該記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は無く、当該記号番号は、B 市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、42 年 1 月に払い出された国民年金手帳記号番号に統合されている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 1 月の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳における昭和 41 年度の印紙

検認記録欄をみると、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までについては国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されているが、それ以前の期間については押印されておらず、当該納付記録は、B 市及び社会保険事務所の記録とも一致している上、申立期間については、申立人の妻も未納となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から59年3月まで

昭和58年6月の入籍時に、町役場の職員から、国民年金の加入年数が足りないか、ぎりぎりなのでさかのぼって納付するように言われ、義母に国民年金保険料を借りてその場で納付した。その翌月からは、家族全員分を集金人に義母が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母も他界しているため、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間(時効により納付できない期間を除く。)については、過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付できないが、町に照会したところ、申立期間当時、町では過年度納付は取り扱っていなかったとしている。

加えて、申立人は、申立期間のうち入籍した翌月(昭和58年7月)以降の国民年金保険料については、申立人の夫及び義兄の分と一緒に申立人の義母が集金人に納付していたと主張しているが、申立人の保険料の納付状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年7月に同年4月から同年7月までの保険料を一括して納付しているところ、当該納付日は

申立人の夫及び義兄の納付日と異なっている上、59年8月以降については申立人及びその夫等と共に納付日が同一日であることから、一緒に納付を開始したのは同年8月からであると考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から平成2年3月までの期間、同年9月から3年3月までの期間及び8年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から平成2年3月まで
② 平成2年9月から3年3月まで
③ 平成8年4月から9年1月まで

国民年金加入手続や国民年金保険料の納付については、母親が行っていた。保険料は郵便局に毎月納めに行っていたと思うので、申立期間について、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期等についての記憶は明確でなく、保険料の納付方法も申立内容と相違しているなど、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されており、申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者名簿によると、その時に2年7月まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得しているが、申立期間①は未加入期間となっている上、申立期間①の国民年金の加入記録は9年9月に追加処理されたものである。このことを前提にすると、申立期間①については、9年9月に加入記録が追加処理されるまでは未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点

では、申立期間②の保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人の母親は過年度納付した記憶が無い上、申立期間②直前の平成2年7月及び同年8月の納付済みの保険料については、3年4月及び4年1月の厚生年金保険への加入が判明したため、当該期間に係る保険料を4年5月に充当処理されたものであり、充当処理されるまでは未納であったことがうかがえることから、あえて申立期間②のみを納付したとは考え難い。

申立期間③について、申立人の母親は家族の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立期間③前後の申立人家族の納付状況を見ると、平成8年2月までは一緒に納付していたと推認できる状況がみられるものの、平成9年度については申立人とその母親の納付日が異なっている（申立人の父親は60歳到達により納付義務が無い。）など、必ずしも一緒に納付していたとする状況はうかがえない。また、申立人は、8年1月から同年3月まで厚生年金保険に加入しているが、同年1月及び同年2月の国民年金保険料について同年3月及び同年4月に過誤納が判明し、還付処理がなされている上、申立期間③直後の9年2月から同年10月までの保険料を過年度納付している（平成9年2月及び同年3月の保険料については11年4月に重複納付が判明し、還付処理が行われている。）など、必ずしも国民年金と厚生年金保険との切替手続等を適切に実施していたとは言えない状況がうかがわれる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 654

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで
昭和57年に両親と同居していた時、父親から姉二人と共に私の国民年金保険料を20歳から納付していたと聞いていたので、申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金の加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が申立人の二人の姉の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の二人の姉の納付状況をみると、申立人の二人の姉のうち、一人の姉については申立期間を含む昭和36年度の保険料は未納となっており、他の姉については36年度の保険料は納付されているものの、当該納付は第2回特例納付(昭和49年1月から50年12月まで実施)により納付されていることが確認できることから、申立期間当時は申立人の二人の姉も未納である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年11月20日に払い出されていることから、申立人の父親が保険料の現年度納付が可能な37年4月から納付を開始したとしても不自然ではない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、毎月、自宅に来ていた集金人に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和60年8月ごろに国民年金への再加入を行ったと主張しているが、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、厚生年金保険に加入したことにより、同年6月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、当該喪失日が記載されている欄に「60.8.1」と印字されているため、当該資格喪失の届出は同年8月1日に行われたものと推認できる上、61年4月1日に第3号被保険者として再加入するまで国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、当該名簿には、昭和60年8月31日に、同年6月の厚生年金保険への加入に伴う同年6月分の国民年金保険料の還付請求書を受領した旨が記載されている上、61年4月の第3号被保険者への加入処理は同年8月に行われていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然な点もみられない。

加えて、申立人は、集金人が自宅に訪問していた時期等についての具体的な記憶は無い上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 656

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月から52年3月まで
昭和51年1月に会社を退職したため、同年3月ごろにA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続を行った。当時の国民年金保険料は、亡き義母が納付していたが、領収書など、納付確認につながる資料は無い。その後、平成14年まで保険料を納付してきた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の義母は他界しているため、国民年金の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には、現在の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が昭和37年10月に婚姻前の旧姓で払い出されている(平成19年7月に現在の国民年金手帳記号番号に統合されている。)が、申立人が当時居住していた村の国民年金被保険者名簿によると、40年6月に厚生年金保険への加入により国民年金被保険者資格の喪失が行われており、その後国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間について、当該記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は無い。

さらに、申立人は、会社を退職した後、昭和51年3月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月に払い出されており、その際に51年3月まで遡及して被保険者資格を取得している上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立人の現在の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付できないが、申

立人は過年度納付した記憶が無く、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から50年3月まで
昭和49年2月に会社を退職した直後、元夫と私の母親の3人で市役所に行き3人同時に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、私が納付書で毎月市役所に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、会社を退職直後に申立人の元夫及び母親と共に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の元夫及び母親と連番で払い出されているものの、申立人の母親は昭和50年12月2日に任意加入により被保険者資格を取得しており、任意加入者については加入手続を行った時点から遡及して資格を取得することはできないことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは50年12月ごろと推認されるため、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に受領した手帳は無いとしているが、当該手帳の色は、申立人が国民年金への加入手続を行ったとしている昭和49年2月ごろは使用されていない上、申立期間については、申立人の元夫も未納となっている。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 658

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで
昭和 38 年に夫が死亡した際、市役所の職員が家に来て「国民年金保険料は市が払ってあげる」と言ったので申し込んだ。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の職員に「国民年金保険料は市が払ってあげる」と言われて申し込んだとしている。これについては、市が被保険者の国民年金保険料を肩代わりして負担するとは考え難いこと、及び申立期間前後の国民年金加入期間は申請免除期間となっていることから、国民年金の免除申請に係る申立てと考えられるが、申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い。

また、免除申請の手続は、年度が替わる都度行う必要があるが、申立人は、昭和 38 年度の手続をした記憶はあるものの、翌年度以降、手続をした記憶は無いとしている上、申立人の所持している国民年金手帳によると、38 年度及び 43 年度から 46 年度までの期間については免除申請が承認された旨の記載（社会保険庁の記録によると、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までは後日保険料が納付されている。）があるが、39 年度から 42 年度までは、免除申請が承認された旨の記載及び保険料が納付されたことを示す検認印も無く、未納期間となっており、当該記録は、社会保険庁の記録とも一致している。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 2 月 28 日から 45 年 4 月 1 日まで

A社に昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、42 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 28 日までの厚生年金保険の加入記録しか確認できず納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①及び②当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間①及び②にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①に係る申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 23 日から同年 11 月 1 日まで

私は昭和 20 年 5 月 23 日から退職した 60 年 10 月 24 日まで A 社 B 支店に継続して勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社の在籍期間証明書及び退職慰労金明細書の写しから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間に A 社 B 支店において厚生年金保険被保険者であった同僚 3 人に照会を試みたものの、いずれも既に他界しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、同社に照会したところ、いずれの同僚も厚生年金保険被保険者資格の取得日以前に同社に入社していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 19 年 11 月 6 日から 20 年 9 月 30 日までの期間において資格を取得した者はおらず、申立期間について申立人の氏名は無く、

記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 5 日から 20 年 9 月 1 日まで

A社B工場に勤務していた昭和 19 年 1 月 5 日から 20 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を請求した記憶もないし、受給した記憶もない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金支給に係る期間は3年未満であるが、申立てのケースは、厚生年金保険法施行令（昭和 19 年勅令 363 号）第 22 条の 2 に基づき脱退手当金を支給する場合の一つとして定められた「戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、当時は脱退手当金を受給することが可能であった。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、共済組合に加入しており、昭和 61 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろから 41 年ごろまで
② 昭和 42 年ごろから 47 年ごろまで

私は、A社に昭和 35 年ごろから 41 年ごろまで工事現場で運転手として勤めていた。その後、B社に 42 年ごろから 47 年ごろまで工事現場でダンプの運転手として勤めていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①にA社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、そのうち二人から「昭和 30 年代は当該事業所に入社及び退社する者が多く、当該事業所の厚生年金保険等の事務手続もずさんなところがあった。厚生年金保険に加入させるか否かは現場の所長の判断で行っていたと思う。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、B社は昭和 55 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事

業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者は既に他界しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年6月1日以降に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 12 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、平成 7 年 4 月から 10 年 3 月までの標準報酬月額が 59 万円から 20 万円に、10 年 4 月から 12 年 9 月までの標準報酬月額が 20 万円から 9 万 2,000 円に減額されているが、実際には事業主として 120 万円ぐらいの報酬月額があった。11 年ごろから会社の業績が急激に悪化した、それでも 50 万円ぐらいの報酬月額はあった。社会保険事務所に相談したところ、「標準報酬月額は減額処理され、その差額を滞納していた厚生年金保険料に充当し、事業所あてに通知している。事業主が知らないはずはない。」との説明を受けた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人が代表取締役を務めていた A 社は平成 12 年 12 月 18 日に全喪しているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、8 年 11 月 13 日付けで 7 年 4 月から 9 年 9 月までが 59 万円から 20 万円に、11 年 5 月 18 日付けで 10 年 4 月から 11 年 9 月までが 20 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる上、同社の元取締役二人の当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額も申立人と同様に減額されている。

一方、申立人は「会社の業績が悪化し厚生年金保険料が納付できないことから、社会保険事務所の担当者に相談したところ、標準報酬月額を減額することを勧められ、自分で標準報酬月額を減額することにした。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額の係る減額処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

A社に勤務していた平成 12 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、そのような記憶は無く、退職するまで給与月額は 30 万円はもらっていた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が役員（監査役）を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、平成 12 年 9 月 30 日に全喪しているところ、同年 8 月 10 日付けで申立人の同年 4 月から同年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる上、同社の元代表役員 of 当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額も申立人と同様に減額されている。

また、A社の元代表役員から「当社は、平成 12 年 8 月ごろには倒産することが明らかとなり資金繰りにも苦慮していた。給料の遅配や社会保険料の支払いもできなかったため、さかのぼって標準報酬月額の減額の届けを提出したと思う。」との回答があった。

さらに、B市が保管している申立人の平成 12 年分のA社に係る住民税関係資料に記載されている社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料額は、標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う額であり、これは社会保険事務所の記録と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 488

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで

A社の採用試験を受け、採用を待っている間の昭和 36 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まではB社で勤務し、その後、A社のC係として勤務した。B社のわずかな期間でも厚生年金保険被保険者期間となっているのにA社に採用されてからの期間が空白期間となっていることが不思議でならない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算事業事務を執り行うD団体から提出された申立人に係る履歴カード（申立人の人事記録）の写しにより、申立人が昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までは臨時雇用員として、38 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までは試用員としてA社E局で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の内部規程によると、同社の各事業所において一定の条件を満たした臨時雇用員及び試用員を厚生年金保険に加入させることができるようになったのは昭和 38 年 10 月 1 日以降である上、社会保険事務所の記録によると、A社E局が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、同年 10 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚のうち連絡が取れた者に照会したところ、「入社当初の 1、2 年は臨時雇用員及び試用員の期間であり、当該期間においては、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との回答があった上、当該同僚についても、A社E局における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社E局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理

番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月 21 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 61 年 12 月 21 日から平成元年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）C 営業所に勤務していた。当時の会社の説明では、厚生年金保険は同社本社で加入していたが、各営業所で加入することとなったとのことで、D 社 E 営業所で厚生年金保険に加入していたと思う。平成元年 12 月の忘年会で私の送別会をしてもらった記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、D 社 E 営業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社及び D 社の人事記録、社会保険記録等を管理している F 社に照会したところ、「当社では、社会保険に加入した時は『採用決定連絡書』という書類を必ず作成するが、申立期間に申立人の当該書類は見当たらないため、厚生年金保険には加入していないと思う。」との回答があった上、同社から提出された社会保険台帳、F 社企業年金基金から提出された社会保険台帳及び申立人の記録台帳によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 61 年 12 月 21 日、資格喪失日は平成元年 8 月 21 日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、申立人は、申立人の父親が経営する会社に転職するため D 社 E 営業所を退社したと主張しているところ、F 社から提出された退職届によると、平成元年 8 月 20 日付けで申立人の供述どおり、申立人の父親が経営する会社に転職するとの理由により退職していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった上、申立期間について、社会保険庁が保管しているB社及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票には、申立人の氏名は無い。

その上、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和61年12月21日資格取得、平成元年8月20日離職となっており、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月1日まで

平成4年3月31日に公立学校の教諭を定年退職した後、公立学校初任者研修講師として2年間の任期で継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は最初の1年間のみとなっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA委員会の辞令により、申立人は、平成4年4月2日から5年3月31日まではB市公立学校教員として、申立期間については公立学校初任者研修講師として、C事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A委員会の「初任者研修に係る非常勤職員取扱要綱」によると、初任者研修講師は、勤務時間等の条件を満たさないため、厚生年金保険に加入させる必要がない旨の記載がある上、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用についてC事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C事業所において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録（健康保険被保険者証交付・回収記録）によると、申立人は申立期間直前の平成4年4月2日から5年3月31日までの厚生年金保険被保険者期間に係る健康保険証を同年4月13日に返納したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

昭和 31 年に中学校を卒業した後、いったんA社に入社したが、同年5月にはB社に移った。しかし、同社における私の厚生年金保険の加入記録は32年5月1日から同年8月23日となっている。同社で冬に勤務していたころの写真があり、申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は平成13年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した事業主に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立期間にB社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が被保険者資格を取得したとされている日と同日に資格取得している者が申立人以外に4人いるが、そのうちの二人から「一緒に入社した者はいない。」との回答があり、更にその中で経理を担当していたとする一人から「当該事業所は試用期間があり、その間は厚生年金保険の加入は無かった。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

その上、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理

な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。